

要件事項	<p><海上業務> 経由地でVAN未実施の場合の「貨物情報照会（ICG）」業務の照会可能化</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 経由地VANの場合、経由地で海運貨物取扱業者がバンニング情報登録を行うまで、搬入先のCYによるICG業務が実施できない。</p>
	<p><変更後仕様> 経由地VANの場合、経由地でバンニング情報登録が未実施の場合であっても、搬入先のCYによるICG業務を実施可能とする。</p>

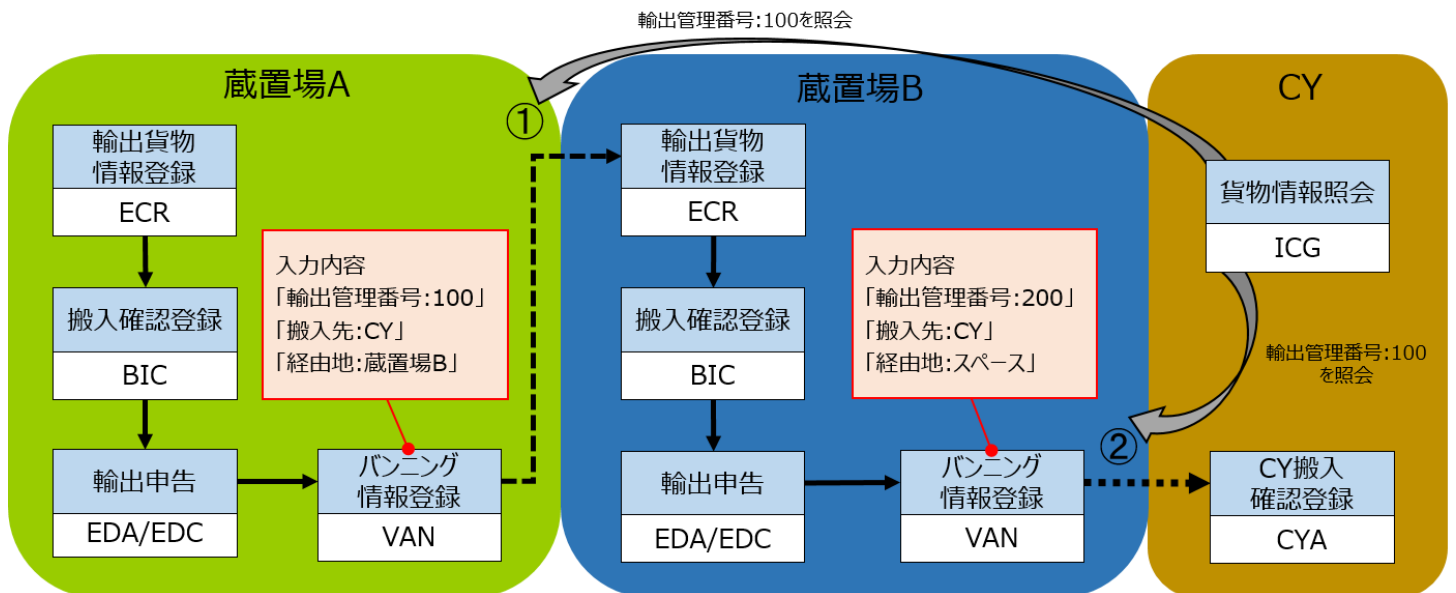
1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

(A) ICG業務の変更

経由地VANの場合、経由地でバンニング情報登録が未実施の場合であっても、搬入先のCYによるICG業務を実施可能とする。

【業務フロー例】



- ① 経由地でのバンニング情報登録未実施の場合のICG業務について（変更あり）
 変更前：エラー ※経由地でのバンニング情報登録が行われていないためエラー。
 変更後：正常終了 ※経由地でのバンニング情報登録が行われていない場合でも搬入先CYならば正常終了するように変更する。
- ② 経由地でのバンニング情報登録実施済の場合のICG業務について（変更なし）
 変更前：正常終了 ※経由地でのバンニング情報登録が行われた後は照会可能
 変更後：正常終了 ※経由地でのバンニング情報登録が行われた後は照会可能

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「貨物情報照会（ICG）」業務

3. リリース予定日／サービス開始予定日

(1) AP

AP : 2023年9月17日（日） 保守時間帯